

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 56(オ)1190	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡	原審事件番号	昭和 54(ネ)341
裁判年月日	昭和 57 年 2 月 4 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 9 月 9 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 135 号 171 頁		

判示事項	非堅固建物の所有を目的とする借地契約において二〇年に一日足りない期間が定められた場合に借地法二条二項の適用が肯定された事例
裁判要旨	非堅固建物の所有を目的とする借地契約における借地期間を昭和三六年一月八日から昭和五六年一月七日までとする旨の約定が存する場合において、右契約の当事者は、借地権の存続期間を借地法二条二項に規定する最短期間である二〇年に定めるつもりであつたところ、民法における初日不算入の原則を考慮しなかつたためか又は計算を誤つたために、形式的には右のような約定になつたものと推認するのが最も自然であると認められるという原判示の事実関係のもとにおいては、本件借地契約の形式、文言にかかわらず、その存続期間を二〇年と定める趣旨であつたと認めるのが相当である。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人員塚次郎の上告理由について</p> <p><u>原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件借地契約における借地期間を昭和三六年一月八日から昭和五六年一月七日までとする旨の約定は、その形式、文言にかかわらず借地権の存続期間を二〇年と定める趣旨のものと認めるのが相当であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u></p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 中村治朗 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 本山亨 裁判官 谷口正孝)</p>

※参考：判例タイムズ 467 号 91 頁、判例時報 1037 号 107 頁、金融商事判例 644 号 17 頁